

令和8年4月6日

事業主 殿

日光労働基準協会
那須クレーン教習所

玉掛け技能講習会開催のご案内

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、那須クレーン教習所の協力を得て、下記により標記講習会の受講者募集を致します。

また、別日程でのご案内も可能ですのでお問い合わせ下さい。

※吊り上げ荷重1 t以上のクレーン・移動式クレーン・デリック等の玉掛け業務は、労働衛生法第61条（同法施行令第20条及びクレーン則第221条）の規定により、技能講習を修了した者でなければ就業を禁じられております。

記

1. 日 時 令和8年6月9日（火）～11（木） 午前8時30分開始（受付8時15分）
2. 場 所 学科：9日・10日 実技：11日 《 別日程受講も可能・別紙参照 》
いずれも 那須クレーン教習所にて実施（那須塩原市二区町 342 ☎0287-37-3660）
3. 受 講 料（テキスト・写真代含む）
 - 19時間コース 26,800円 ※玉掛けの実務未経験者
 - 16時間コース 23,700円 ※玉掛けの補助作業に6か月以上の経験者
(補助作業経験証明書、有資格者修了証コピーを添付して下さい。)
 - 15時間コース 22,200円

※ クレーン等の免許を有する者、若しくは小型移動式クレーン又は床上操作式クレーン
運転技能講習修了者（クレーン等の免許証又は技能講習修了証コピーを添付して下さい。)
4. 申込方法 先ずは、お電話にてご予約をお願い致します。当方で教習所の受講枠をお取りします。
日光労働基準協会（日光市今市306-2 ☎0288-21-2047）
5. 申込締切 令和8年5月26日（火）定員になり次第締め切りますのでお早めにお申込み下さい。
6. そ の 他 ①学科は鉛筆、消しゴム、飲料水等。実技は、作業にふさわしい服装・軍手を持参して下さい。
②昼食は、隣接の那須自動車教習所で食事できます。
③那須クレーン教習所発行の技能講習修了証(回収しまとめて発行)

玉掛け技能講習受講申込書

栃木労働局長登録教習機関
那須クレーン教習所長 殿

(ボールペン自筆)	受講者に関する事項	ふりがな		旧姓等		
		氏名			希望者			
		生年月日	昭・平 年 月 日生					
		現住所	〒		TEL ()			
		勤務先						
		勤務先住所	〒		TEL ()			
		1. ・クレーン・デリック・移動式クレーン又は揚貨装置運転士免許を有する者 (15時間コース) ・床上操作式クレーン又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 免許証・修了証確認 令和 年 月 日 確認者印 []						
		2. イ つり上げ荷重が5 t未満のクレーン・5 t以上の跨線テルハ、1 t未満の移動式クレーン若しくは5 t未満のデリックの運転の業務に6月以上従事した経験を有する者 (18時間コース) (特別教育修了者に限る) ロ 鉱山においてクレーン若しくは移動式クレーンの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者 特別教育修了証確認 令和 年 月 日 確認者印 []						
		3. ・1 t以上のクレーン・移動式クレーン・デリック若しくは揚貨装置の玉掛けの補助作業若しくは1 t未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6月以上従事した経験を有する者 (16時間コース)						
		4. 1 t未満のクレーン・移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に6月以上 (15時間コース) 従事した経験を有する者 (特別教育修了者に限る) 特別教育修了証確認 令和 年 月 日 確認者印 []						
		2・3又は4の者の経験証明欄 業務内容 { } [期 間] 昭・平・令 年 月 日 ~ 平・令 年 月 日 業務内容及び経験期間について、上記のとおり相違無いことを証明いたします。 令和 年 月 日 事業所名 印 事業者職氏名						
事項	講習に関する事項	受講コース	イ15Hコース ロ16Hコース ハ18Hコース ニ19Hコース					
		講習期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 [・学科 時間 ・実技 時間]					
		修了証	第 号 交付年月日 令和 年 月 日					
最終確認者欄			実施管理者 : ㊟					

- ⑧
- ・受講者に関する項目は原則として自筆で記入すること。
 - ・申込事項に虚偽の申請が認められた場合、修了証を交付できないことがあります。
 - ・一度納入された受講料等は、原則として返金できませんのでご了承下さい。
 - ・受講の有効期限は講習開始日から3ヶ月(但し正当な理由がある場合は申し出て下さい)
 - ・この個人情報(講習及び修了証の発行に関する目的以外)には使用いたしません。
 - ・旧姓等の併記希望者は、旧姓等が確認できる公的証明書に本籍が載っている場合、本籍を抹消して提出してください。

令和8年度 那須クレーン教習所日程表

※予約はTELLにてお早めに
 学科先行での受講となっております。詳細についてはお問い合わせ下さい。

種目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教習 ・移動式クレーン運転士	5~8 15~18 25~28	5~8 15~18 25~28	5~8 15~18 25~28	5~8 15~18 25~28	5~8 15~18 25~28	5~8 15~18 25~28	5~8 15~18 25~28	5~8 15~18 25~28	5~8 15~18 25~28	15~18 25~28	5~8 15~18 25~28	5~8 15~18 25~28
・玉掛け	9~11 19~21	9~11 19~21	9~11 19~21	9~11 19~21	9~11 19~21	9~11 19~21	9~11 19~21	9~11 19~21	9~11 19~21	9~11 19~21	9~11 19~21	9~11 19~21
・小型移動式クレーン運転	6~8 16~18	6~8 16~18	6~8 16~18	6~8 16~18	6~8 16~18	6~8 16~18	6~8 16~18	6~8 16~18	6~8 16~18	6~8 16~18	6~8 16~18	6~8 16~18
・床上操作式クレーン運転	3~5 1~28	3~5 1~28	3~5 1~28	3~5 1~28	3~5 1~28	3~5 1~28	3~5 1~28	3~5 1~28	3~5 1~28	3~5 1~28	3~5 1~28	3~5 1~28
・フオークリフト運転	1~28	1~28	1~28	1~28	1~28	1~28	1~28	1~28	1~28	1~28	1~28	1~28

(学科日:1・9・17・25) (実技日:2~4・10~12・18~20・26~28)

種目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
技能講習 ・高所作業車運転 (全科目受講者:11~13・21~23)	12・13 22・23	12・13 22・23	12・13 22・23	12・13 22・23	12・13 22・23	12・13 22・23	12・13 22・23	12・13 22・23	12・13 22・23	12・13 22・23	12・13 22・23	12・13 22・23
・車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) (全科目受講者6日間:14日~19日)	3・4 15・16 23・24	3・4 15・16 23・24	3・4 15・16 23・24	3・4 15・16 23・24	3・4 15・16 23・24	3・4 15・16 23・24	3・4 15・16 23・24	3・4 15・16 23・24	3・4 15・16 23・24	3・4 15・16 23・24	3・4 15・16 23・24	3・4 15・16 23・24
・車両系建設機械運転(解体用)	5/25	5/25	5/25	5/25	5/25	5/25	5/25	5/25	5/25	5/25	5/25	5/25
・クレーン運転(5t未満)	1・2 14・15	1・2 14・15	1・2 14・15	1・2 14・15	1・2 14・15	1・2 14・15	1・2 14・15	1・2 14・15	1・2 14・15	1・2 14・15	1・2 14・15	1・2 14・15
・高所作業車運転(10m未満)	29・30	29・30	29・30	29・30	29・30	29・30	29・30	29・30	29・30	29・30	29・30	29・30
・車両系建設機械運転(締固め用)	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12
・車両系建設機械運転(3t未満) (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12	11・12

さくら会場日程

※定員に満たない場合は開催いたしません。

種目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
講習 ・玉掛け(定員20名)		28~30			28~30			28~30			26~28	
・小型移動式クレーン(定員20名)	20~22			20~22			20~22			20~22		

◎受付:8時15分(講習開始8時30分) ◎一部免除者は運転免許証・クレーン等免許証・技能講習修了証等持参

◎持参するもの ●身分証(運転免許証等) ●筆記用具(シャープペンシル・鉛筆・消しゴム)

●当所発行の修了証(回収しまとめて発行) ●写真は当所で撮影

●実技:作業に適した服装(ヘルメット・安全靴・軍手・革手・雨具等) ヘルメットは(貸出有り)



那須クレーン教習所
 栃木労働局長登録教習機関

〒329-2733 栃木県那須塩原市二区町342
 FAX: 0287-36-6826